

令和 7 年 第 8 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 7 年 4 月 18 日

議 題

1 議 案

議案第34号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第35号 在外選挙人名簿に登録する者について

2 報告事項

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

3 その他

次回開催について

開催日時	令和 7 年 5 月 2 0 日（火）	1 0 時 0 0 分～
開催場所	博多区役所 8 階	応接室

議案第34号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年4月18日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 抹消する者の数
301人

内 訳

死亡者	87人
市外へ転出後4箇月を経過した者	214人

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和7年4月18日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和7年4月18日

博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	1	1	6	0	6	0	0	0	6	1	7
2	奈良屋	2	2	4	5	3	8	0	0	0	7	5	12
3	御供所	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2
4	大浜	1	0	1	4	2	6	0	0	0	5	2	7
5	千代第一	1	0	1	2	3	5	0	0	0	3	3	6
6	千代第二	1	2	3	3	2	5	0	0	0	4	4	8
7	吉塚	5	3	8	7	4	11	0	0	0	12	7	19
8	東吉塚	3	1	4	4	2	6	0	0	0	7	3	10
9	堅粕	3	2	5	9	9	18	0	0	0	12	11	23
10	東光	0	3	3	6	5	11	0	0	0	6	8	14
11	席田	1	0	1	4	2	6	0	0	0	5	2	7
12	月隈	4	3	7	3	2	5	0	0	0	7	5	12
13	東月隈	3	3	6	1	1	2	0	0	0	4	4	8
14	住吉	1	0	1	8	5	13	0	0	0	9	5	14
15	美野島第一	2	0	2	3	6	9	0	0	0	5	6	11
16	美野島第二	0	1	1	5	4	9	0	0	0	5	5	10
17	東住吉	3	0	3	5	11	16	0	0	0	8	11	19
18	春住	0	3	3	6	5	11	0	0	0	6	8	14
19	那珂第一	2	2	4	0	2	2	0	0	0	2	4	6
20	那珂第二	1	0	1	8	1	9	0	0	0	9	1	10
21	那珂第三	0	3	3	3	2	5	0	0	0	3	5	8
22	弥生	0	0	0	4	1	5	0	0	0	4	1	5
23	板付北	3	1	4	2	2	4	0	0	0	5	3	8
24	諸岡	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
25	板付	2	3	5	3	5	8	0	0	0	5	8	13
26	麦野	1	4	5	5	3	8	0	0	0	6	7	13
27	三筑北	1	0	1	3	3	6	0	0	0	4	3	7
28	三筑南	0	2	2	2	3	5	0	0	0	2	5	7
29	那珂南第一	3	0	3	4	5	9	0	0	0	7	5	12
30	那珂南第二	2	0	2	3	2	5	0	0	0	5	2	7
計		47	40	87	119	95	214	0	0	0	166	135	301

議案第35号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年4月18日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
2人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和7年4月18日

(根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

令和 7 年 4 月 18 日

博多区選挙管理委員会委員各位

博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7
の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和 47 年福岡市選挙管理委員会規程第 2 号）第 14 条第 1 項第 4
号の規定により、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議を市長と行ったことについて、福岡
市区選挙管理委員会規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（参考条文）

福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担任意務）

第14条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会におい
て定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第180条の2の規定による協議
- (5) 自治法第180条の3の規定による協議
- (6) 自治法第180条の4第2項の規定による協議
- (7) 自治法第180条の7の規定による協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれ
を委員会に報告しなければならない。